

議第4号

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則について

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年3月19日提出

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

(提案理由)

知事部局の組織改正に伴い、所要の規定整理を行うため。

<関連法令>

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。)の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

知事部局の組織改正に伴い、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（以下「委任等規則」という。）第3条の改正に伴う変更（第5条第1項第6号）。

- ・ 補助執行をさせる職員の変更
- ・ 委任等規則の号ずれの修正

3 施行日

令和7年4月1日

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会規則第 号

教育長に対する権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する権限の委任等に関する規則（昭和三十一年岐阜県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「第三条第一項第二号から第十五号まで（第五号を除く。）に掲げる事務（第六号及び第十号から第十二号まで）にあっては公表に係る部分、第十五号」を「第三条第一項の表環境エネルギー生活部長の項第二号に掲げる事務及び同表観光文化スポーツ部長の項各号（第三号を除く。）に掲げる事務（同項第四号及び第八号から第十号までに掲げる事務）にあっては公表を、同項第十三号に掲げる事務」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(新)

第一条から第四条まで 略

第五条 教育長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事務を常時専決することができる。この場合においては、教育委員会に報告することを要しない。

一から五まで 略

六 委任等規則第三条第一項の表環境エネルギー生活部長の項第二号に掲げる事務及び同表観光文化スポーツ部長の項各号（第三号を除く。）に掲げる事務（同項第四号及び第八号から第十号までに掲げる事務にあつては公表を、同項第十三号に掲げる事務にあつては軽易な事項を除く。）

2 略

付則 略

(旧)

第一条から第四条まで 略

第五条 教育長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事務を常時専決することができる。この場合においては、教育委員会に報告することを要しない。

一から五まで 略

六 委任等規則第三条第一項第二号から第十五号まで（第五号を除く。）に掲げる事務（第六号及び第十号から第十二号までにあつては公表に係る部分、第十五号

2 略

付則 略

にあつては軽易な事項を除く。）